

## 岡山県次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、次世代育成支援対策の推進を図るため、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、知事が認めた法人（児童福祉施設を除く。）、児童福祉法第34条の3第2項に基づき事業を実施する法人（以下「社会福祉法人等」という。）の行う児童福祉施設等及び障害児施設等の整備事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）、昭和41年岡山県告示第513号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について（令和5年8月22日付けこ成事第370号こども家庭庁長官通知。以下「国要綱」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業の要件)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次世代育成支援対策を推進するために県が策定する県整備計画に基づいて実施される児童福祉施設等及び障害児施設等に関する施設整備事業とする。

### (定義)

第3条 この交付要綱において、「児童福祉施設等」、「障害児施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる施設等をいう。

#### (1) 児童福祉施設等

区 分	施 設 等
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に基づく児童福祉施設のうち、右の施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所	児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所

#### (2) 障害児施設等

区 分	施 設 等
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスに限る。）を行う事業所、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第6項に規定する保育所等訪問支援、同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所並びに同法第7条に規定する	障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所

(補助対象及び補助率)

第4条 補助金の対象となる事業及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象事業及び補助基準額	補助率
国要綱に定める交付対象事業及び交付基礎額	国要綱に定める補助事業の場合における国及び県負担割合を合わせた率

2 前項の規定にかかわらず、岡山県暴力団排除条例第9条に基づき、次の各号に掲げる団体が設置する施設は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する団体

(補助金の対象除外)

第5条 補助金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舍に要する費用
- (4) 防犯対策強化に係る整備における防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第7条 知事は、社会福祉法人等から第6条の規定に基づく交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定を行い、決定の内容及び条件を補助金の交付の申請をした者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(申請の取下げ期限)

第8条 補助事業者は、規則第8条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた日から起算して30日以内に申請の取下げをすることができる。

(交付の条件)

第9条 この要綱に基づき交付される補助金については、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者は、国要綱に定める交付の条件を遵守すること。
- (2) 社会福祉法人等の補助事業者にあつては、次のとおりとする。
  - ア 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札など県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。
  - イ 入札を実施するに当たっては、監事や複数の理事（理事長を除く。）及び評議員が立ち

会うこと。市町村職員の立ち会いを求めることも適当である。

ウ 入札後は、入札が適切に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果を知事へ届け出ること。

エ 施設建設工事に係る契約においては、一括下請負契約は補助対象としないものであること。

オ 施設建設工事契約を締結した場合には、契約締結後一週間以内に当該契約書の写しを添えて知事に届け出ること。

カ 入札参加業者から補助事業者である社会福祉法人等の役員及び職員に対する寄附は認めないものであること。

キ 上記カについては、入札前5年間遡及して適用するものであること。

2 知事は、補助事業者が第4条第2項又は前項の条件に反した場合は、補助交付決定を取り消すことができる。それにより補助事業者に生じた損害については、補助事業者の負担とする。

#### (変更等の承認申請)

第10条 補助事業者は、規則第10条の規定により、補助事業等の内容、経費の配分、その他申請に係る事項の変更又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、変更（中止又は廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

なお、規則第10条ただし書きに規定する軽易な変更については、対象経費の実支出（予定）額の20%以内の変更であって、かつ補助金の増額を伴わないものとする。

#### (状況報告)

第11条 補助事業者は、次の各号に定めるところにより、補助事業の実施状況を知事に報告しなければならない。

(1) 工事着工報告書（様式第3号）

工事着手の日から7日以内

(2) 工事進捗状況報告書（様式第4号）

各年12月末日現在の状況を翌月10日まで

#### (工事検査申請)

第12条 補助事業者は、補助事業が竣工したときは、直ちに工事検査申請書（様式第5号）を知事に提出し、検査を受けなければならない。

#### (指示申請)

第13条 補助事業者は、規則第12条第2項の規定により知事の指示を求める場合は、指示申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

#### (実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業完了の日から起算して14日を経過した日と当該年度の末日とのいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消

費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 知事は、前条の規定による補助事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の支払）

第16条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

（財産の処分等の承認）

第17条 補助事業者は、規則第20条の規定により、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産のうち、次に掲げるものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、担保に供し、取壊し又は廃棄するため知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（1）不動産及びその従物

（2）単価30万円以上の機械器具等

2 知事は、補助事業者が知事の承認を受けて前項の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（補助金に係る帳簿等の保存年限）

第18条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業完了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

（改正文）

2 この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。